

公募要領

令和6年度翻訳業務

環 境 省

添付資料②

令和6年度翻訳業務に係る公募要領

1 総則

令和6年度翻訳業務に係る公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度翻訳業務

(2) 業務内容等

業務の内容は、別添「令和6年度翻訳業務仕様書」のとおりとする。

(3) 業務実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
 - ④ 要機密情報及び個人情報等の取扱に関し、社内に秘密保持体制が整っていること。
 - ⑤ 募集要領で示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
 - ⑥ 令和04・05・06年度環境省競争参加資格「役務の提供等」の「翻訳、通訳、速記」において、開札時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 以下の全ての条件を満たした翻訳業務を提供することが可能であること。
- ① 手法及び体制
 - (ア) 国、地方公共団体及び独立行政法人が発注した環境分野に係る翻訳実績が2019年以降にあること。
 - (イ) 環境分野の専門知識を有し、これらに係る国際的な動向に精通している翻訳の実務経験を5年以上有する翻訳者を複数名有していること。
 - (ウ) 翻訳業務を提供する手法が合理的であること。

- (エ) 緊急の依頼に対しても対応できる体制を有していること。
- (オ) 要機密情報及び個人情報等の取扱に関し、社内に秘密保持体制が整っていること。

4 公募に関する質問の提出先及び回答

この募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館24階)
環境省大臣官房会計課契約第一係
TEL: 03-3581-3351 (内線6039)

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール (KEIYAKU@env. go. jp) により提出すること。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和6年2月9日 (金) 16時00分まで
(持参の場合は12時~13時を除く)

(4) 回答方法

令和6年2月13日 (火) 17時までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「参加者確認公募以外の公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

5 申込書類の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和6年度翻訳業務に係る申込書 (別添1)
- ② 本業務に従事する見込みの翻訳者のリスト (別添2) 及び当該者が行った2019年以降の国、地方公共団体及び独立行政法人が発注した環境分野に係る翻訳実績 (環境省が発注したものについては、当該翻訳の和文及び英文を添付すること) 並びに当該翻訳業務に係る実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し (下請の場合のみ) を添付すること。
- ③ 環境分野の専門知識を有し、これらに係る国際的な動向に精通している翻訳の実務経験を5年以上有する翻訳者を複数名有していることがわかるもの (任意様式)。
- ④ 翻訳業務を提供する手法 (フローチャート等。1名及び複数名で手法が異なる場合は、両方提出し、複数名でも対応できることを明確にすること。)
- ⑤ 緊急の翻訳が発生した場合、速やかに翻訳業務を提供するための社内の体制
- ⑥ 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制
- ⑦ 提出者の概要 (会社概要等) がわかる資料

- ⑧ 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- (2) 提出期限等
- ① 提出期限
令和6年2月19日（月）16時00分まで
- ② 申込書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4（1）に同じ。
- (3) 書面による提出の場合
- ① 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ② 提出部数
申込書等（①～⑥） 6部（正1部・副5部）
会社概要等（⑦） 2部（正1部・副1部）
環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し（⑧） 1部
- ③ 提出場所
4（1）に同じ
- (4) 電子による提出の場合
- ① 提出方法
電子ファイル（PDF形式）により、電子メール*1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送*2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
*1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）
*2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所
電子メールの場合：KEIYAKU@env.go.jp
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（1）に同じ
- (5) 提出に当たっての注意事項
- ① 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時を除く）とする。
- ② 郵送する場合は、封筒に「令和6年度翻訳業務に係る申込書類在中」と朱書きすること。
- ③ 提出期限までに到達しなかった申込書類は、無効とする。
- ④ 提出された申込書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- ⑤ 提出された申込書類は、返却しない。
- ⑥ 提出された申込書類は、提出者に無断で、申込書類の審査以外の目的には使用しない。公募の結果、契約相手になった者が提出した申込書等の内容は、行政機

関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

- ⑦ 虚偽の記載をした申込書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑧ 申込書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑨ 1者当たり1件の申込みを限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- ⑩ 参加資格を満たさない者が提出した申込書等は、無効とする。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る申込書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

8 審査の実施

- (1) 審査は、申込書類の提出のあった者に対して、「令和6年度翻訳業務の審査について」（別添3）に基づき行う。
- (2) 提出期限までに提出された申込書類については、環境省において応募要件を満たすかどうかについて審査を行うこととし、審査結果は後日通知する。
- (3) 審査に当たっては、記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、申込書類提出後、審査結果を通知するまでは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないこととなるため、当該要件を満たさないと判定することがある。
- (4) 審査基準を全て満たしており、かつ、環境省作成の予定価格の範囲内の経費を提出した全ての者を契約候補者とする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4 (1) に同じ。

(3) 全ての契約候補者と契約を締結する。ただし、契約締結日は本業務に係る令和6年度予算が成立した日以降とする。

(4) その他

発注に当たっては、単価が最も安価な事業者から優先的に発注が行われることに留意すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申込書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

質問書

業 務 名	令和6年度翻訳業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質 問 事 項	

別添 1

令和 年 月 日

環境省大臣官房会計課長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 6 年度翻訳業務に係る申込書

令和 6 年度翻訳業務に係る申込書について、以下のとおり提出します。
なお、申込書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

1. 手法及び体制

- ①本業務に従事する見込みの翻訳者のリスト（イニシャルでも可）及び当該者が行った 2019 年以降の国、地方公共団体及び独立行政法人が発注した環境分野に係る翻訳実績（環境省が発注したものについては、当該翻訳の和文及び英文を添付すること）並びに当該翻訳業務に係る実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること
- ②環境分野の専門知識を有し、これらに係る国際的な動向に精通している翻訳の実務経験を 5 年以上有する翻訳者を複数名有していることがわかるもの（任意様式）
- ③翻訳業務を提供する手法（フローチャート等。1 名及び複数名で手法が異なる場合は、両方提出し、複数名でも対応できることを明確にすること。）
- ④緊急の翻訳が発生した場合、速やかに翻訳業務を提供するための社内の体制

2. 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制

3. 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料

（注）内容は追加的に照会する必要があるよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

4. 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

（担当者等連絡先）

部署名：

責任者名：

担当者名：

電話：

e-mail：

別添2

令和6年度翻訳業務 翻訳者等リスト

会社名：_____

翻訳者名：_____

依頼主	業務内容	概要	和訳、英訳、 ネイティブチェックの別	備考

- (注1) 本紙は翻訳者別に1葉作成すること
- (注2) 翻訳者名については個人が特定できない名称（例：翻訳者A）とすることもできる
- (注3) 業務内容については簡単な概要も記載すること
- (注4) 環境問題との関連性が推測できない会議名の場合は備考欄に環境問題との関連性を記入すること
- (注5) 必要に応じ行を追加して差し支えない

記入例

令和6年度翻訳業務 翻訳者等リスト（記入例）

会社名：株式会社●●社

翻訳者名：翻訳者〇〇

依頼主／時期	業務内容	概要	和訳、英訳、 ネイティブチェックの別	備考
環境省 ／2019年12月	国連気候変動枠組条約第24回締 約国会議ステートメント	環境大臣が会議で発言するステ ートメント（ワード4枚程度）	英訳	翻訳した資料は資料1
環境省 ／2020年6月	第〇次循環基本計画	基本計画全文を3名で分担して英 訳（ワード100枚程度）	英訳	翻訳した資料は資料2（ ただし冒頭5頁のみ）
〇〇市 ／2021年4月	〇〇市地球温暖化対策実行計画	実行計画の概要版を英訳（ワード 5枚程度）	英訳	

（注1）本紙は翻訳者別に1葉作成すること

（注2）翻訳者名については個人が特定できない名称（例：翻訳者A）とすることもできる

（注3）業務内容については簡単な概要も記載すること

（注4）環境問題との関連性が推測できない会議名の場合は備考欄に環境問題との関連性を記入すること

（注5）必要に応じ行を追加して差し支えない

令和6年度翻訳業務の審査について

1 審査委員会

提出された申込書に対する翻訳資料の内容について審査を行う。

(1) 場所：環境省内

(2) 構成：審査委員長 地球環境局国際連携課長

副審査委員長 地球環境局国際連携課 課長補佐

審査委員 地球環境局国際連携課 課長補佐

2 申込書等及び翻訳資料の審査

(1) 以下の項目及び審査の観点を踏まえ、申込書等及び翻訳資料ごとに各委員が審査するものとする。

手法及び体制

ア 国、地方公共団体及び独立行政法人が発注した環境分野に係る翻訳実績が2019年以降にあること

（可
不可）

イ 環境分野の専門知識を有し、これらに係る国際的な動向に精通している翻訳の実務経験を5年以上有する翻訳者を複数名有していること

（可
不可）

ウ 翻訳業務を提供する手法が合理的であること

（可
不可）

エ 緊急の翻訳が発生した場合、速やかに翻訳業務を提供するための社内のバックアップ体制を有していること（1名及び複数名で体制が異なる場合は、複数名でも対応できること）

（可（実績などを含め、バックアップ体制は十分信頼できる）
不可）

オ 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制を有していること

（可（社内秘密保持体制は十分信頼できる）
不可）

1項目でも不可がある場合は、契約候補者としない。

2 申込書の結果報告

審査委員会で決定した審査結果を「申込書等審査結果報告書」により環境省大臣官房会計課長へ報告する。